|  |
| --- |
| 欠格事由チェック表 |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| 次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、指定を受けることができません。１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 |  |
| ア 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力が生じた日から５年を経過しないもの　イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ウ 暴力団員による不当行為防止法もしくは滋賀県暴力団排除条例に違反したことにより、もしくは刑法204条等（注１）もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者エ 暴力団の構成員等（注２）２　指定を取り消され、その取消しの効力が生じた日から５年を経過しない法人３　定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人４　国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人５　国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人６　次のいずれかに該当する法人ア　暴力団イ　暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人 |
|  |
|  | １ | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 |  |
|  |  | ア | 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力が生じた日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |  |
| イ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| ウ | 暴力団員による不当行為防止法もしくは滋賀県暴力団排除条例に違反したことにより、もしくは刑法204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| エ | 暴力団の構成員等の有無 | 有 ・ 無 |
|  |  |
|  | ２ | 指定を取り消され、その取消しの効力が生じた日から５年を経過しない法人 | はい・ いいえ |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | 国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５ | 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | 次のいずれかに該当する法人 |
|  | ア | 暴力団 | はい・いいえ |
| イ | 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・いいえ |

 |

（注意事項）

１　「刑法第204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条もしくは第247条をいいます。

２　「暴力団の構成員等」とは、特定非営利活動促進法第12条第１項第３号ロに規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。